

令和 8 年度 鹿 児 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 4 回 鹿 児 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 議 事 録

開 催 日 時		令和 8 年 9 月 11 日（金）10 時 00 分～11 時 10 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴（敬称略）
	労働者代表委員（3 名）	喜入拓司 櫻井律子 白石裕治（敬称略）
	使用者代表委員（3 名）	千代森修一 濱上剛一郎 柳田由美（敬称略）
	事務局（4 名）	永野労働局長 藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 令和 8 年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出について 2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について 3 令和 8 年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 その他	
配付資料	1 令和 8 年度地域別最低賃金の審議・決定状況 2 異議申出書（写） 3 運営小委員会報告書（写）、運営小委員会における労使の主な主張 ① 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ② 自動車（新車）小売業 4 賃上げ支援助成金パッケージリーフレット 5 令和 8 年度業務改善助成金リーフレット 6 令和 8 年度業務改善助成金変更点リーフレット 審議会進行時の配付資料 ・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写） ・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）（写） ・鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写） ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写）	

○ 川口会長

おはようございます。皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、令和 8 年度第 4 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本審議会の成立等について、事務局より御報告をお願いいたします。

○ 松下室長

まずは、お手元にお配りしている資料の御確認をお願いします。

見出しに青色のインデックスの貼られた資料が本日の資料となっております。資料 1 は令

和8年度の地域別最低賃金の審議・決定状況、続いて、資料2は異議申出書、それから、資料3は8月28日に開催された運営小委員会に係る資料、資料4は賃金引き上げの支援策等に係るリーフレット、そして、資料5、6は令和8年度業務改善助成金に係るリーフレットを付けさせていただいております。

また、8月28日の第1回運営小委員会に御参加いただいた委員以外の皆様には、当委員会の資料も配付させていただいております。まだ配付できていないところもありますが、また配付いたしますので、御確認をお願いいたします。

それでは、本会議の成立について御報告いたします。

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日は出席の委員が9名ですので3分の2以上には達しておりませんが、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の委員に御出席いただいておりますので、各委員の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、2名の傍聴の希望と報道機関4社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議に入りたいと思います。

ただいま事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材の希望者がいらっしゃいます。審議会の公開につきましては、会議の傍聴を希望する者に対して、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されており、7月10日開催の第1回本審において傍聴を認めることとしておりますので、事務局は傍聴希望者及び取材希望者を入室させてください。

(傍聴者、取材者入室、資料配付)

○ 川口会長

それでは、議題に入っていきます。

最初に、令和8年度鹿児島県最低賃金答申に関わる異議の申出についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○ 松下室長

異議申出に係る経過と今後の流れ等について御説明いたします。

御承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島県最低賃金審議会及び県最賃専門部会での審議を経て8月26日に答申をいただきましたが、その後、法令に従いまして鹿児島県合同庁舎掲示板や鹿児島県労働局ホームページにて、答申内容に異議がある者は申出書を9月10日までに提出するように公示を行ったところでございます。

このような経過を経て、本日、お手元の資料ナンバー2にございますとおり、9月3日に鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、9月8日に鹿児島県自治体関連労働組合総連合、かごしま公務公共一般労働組合、9月9日にコープかごしま労働組合、9月10日に自治労連むぎのめ労働組合から異議申出が提出されております。

異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定により、その申出について最低賃金審議会に意見を求めなければならないと定められております。

従いまして、この後、鹿児島県労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、御審議の上、会長から答申をいただくという流れになります。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

事務局からただいま異議申出の経過と今後の流れについて説明がありましたが、委員の皆様、何か御意見、御質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、局長から異議申出に関わる諮問をお願いいたします。

諮問文の写しが机に配付してありますので、御覧いただきたいと思います。

○ 永野局長

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島労働局長、永野和則。

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問。

標記について、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合、かごしま公務公共一般労働組合、コープかごしま労働組合及び自治労連むぎのめ労働組合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

○ 川口会長

ただいま諮問を受けましたので、異議申出の内容について審議したいと思いますが、まず事務局より異議申出の内容等についての説明をお願いいたします。

○ 二石室長補佐

異議申出書につきましては、お手元の資料ナンバー2に写しをつけさせていただいております。

詳細につきましては、そちらを御覧いただきたいと思います。

まず、異議申立につきましては、6件とも異議申出期間内である9月10日までの申出であること。当該異議申出者は、鹿児島県内の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者の団体であること。これから異議申出者等の要件を満たしていると認められます。

次に、異議の申出の内容についてです。

鹿児島県労働組合総連合から提出された異議申出の内容といたしましては、今年度64円引上げ1,090円とする答申がなされましたが、この答申は生活に届かない低額にとどまっており、県民が不安なく当たり前に暮らせる水準について再審議すべきとし、①1日8時間、週40時間働いても憲法25条で保障された健康で文化的な最低限度の生活が実現できる水準に届

いておらず、労働基準法第1条の人たるに値する生活を営むための必要を満たすもの、加えて、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する。これは最低賃金法の目的ですが、この水準に達していない。そのため、8時間労働を守れないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされている。異常な物価高は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさは年々より大きくなっている。②全労連と地方組織で行った最低生計費試算調査によると、8時間働けば人間らしく暮らせるには時給1,700円以上が必要で、生計費を重視したとの審議での発言は、この最低生計費試算調査との金額に乖離があるので、関係労働組合が提出した資料等の活用を審議会で採用していただきたい。③として、企業側は企業の支払い能力の困難さを強調している。最低賃金の大幅な引上げには中小零細企業への配慮が不可欠で、社会保険料の負担軽減や直接的に助成金を支給するなど、全ての中小・小規模事業者が使いやすい制度を創設してほしいこと。その際、生産性向上を必要条件としないなど、抜本的な中小企業支援策などを国に提言していくべきと考えているということが述べられております。

次のページは、同じ県労連から申出ですが、審議会会長宛てにも提出されておりますので、つけております。内容は同じです。

次に、鹿児島県医療労働組合連合会から提出された異議申出での内容としては、医療・介護分野は公定価格の抑制や慢性的な人手不足、物価高騰などにより厳しい状況に置かれている。政府は近年、賃上げ支援や医療報酬・介護報酬の引上げを実施しているが、医療・介護・福祉労働者の賃金上昇は他産業に及ばず、全産業平均との差が広がっている。特に、非正規労働者は物価高の影響を強く受けているため、最低賃金をさらに引き上げて地域の賃金水準を底上げする必要がある、答申された金額に大幅な上積みを行い、地域の賃金水準の底上げを図ることは必要不可欠で、それは可能であるとし、①全労連と地方組織で行った最低生計費試算調査によると、8時間働けば人間らしく暮らせるには時給1,700円以上が必要で、答申内容では健康で文化的な最低限度の生活すら維持できる賃上げによる経済の活性化にもつながらない。②医療・介護労働者は全国一律の診療報酬・介護報酬の制度の下で働いているにもかかわらず、地域の医療・介護職は最低賃金の地域間格差によって、月額8～9万円以上の賃金差が発生しており、全国一律制の実施なくして、医師・看護職・介護職の地域間偏在は解決できない。3番、このため改正答申を再審議し、上積みを行うことを求める。最低生計費の視点から最低賃金は少なくとも1,700円は必要で、一度に引上げができないとし

ても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきで、これらの引上げ額の判断基準について改めて審議することが述べられております。

裏面は同様に審議会会長に宛てたものとなります。

次に、鹿児島県自治体関連労働組合総連合から提出された異議申出の内容としては、改定額の1,090円は昨年の引上げ幅73円を下回り、急激な物価高に追いついておらず、憲法25条が保障する健康的で文化的な生活さえできない水準であるとし、①自治労連が行った全国一斉生計費試算調査の20代・単身世帯に関する分析結果、あるべき賃金水準が時給1,900円であることに基づき、最低賃金を時間額1,900円以上とすること。②全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてもらいたいこと。③全ての中小企業が活用できる支援策の大幅拡充を国・県に要請すること。④審議会委員を民主的に選出し、全ての議論の傍聴を認めること。⑤できるだけ多くの労働者が意見陳述できるようにすることを求めており、異議申出の趣旨として、私たちが求めている時給1,900円には遠く及んでおらず、健康で文化的な生活を送るのに十分な水準からは程遠く、ワーキングプアの状況である。人たるに値する生活を営むための必要を満たすという最低賃金法第1条を基本に捉えて、法を踏まえた再審議をお願いする。②現在の中小企業・小規模事業所への支援策は、全ての企業にとって活用しやすいとは考えづらいこと。③審議員の選出過程が明らかにされておらず、二者協議も傍聴できないこと。④できるだけ多くの労働者の声を議論に反映させる必要があり、十分な時間を確保することが述べられております。

裏面は同様に審議会会長に宛てたものとなります。

次に、かごしま公務公共一般労働組合から提出された異議申出の内容としては、最低賃金額は急激な物価高に追いついておらず、憲法25条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であり、働いても生活が苦しいワーキングプアの労働者を放置するものである。このことで消費の冷え込み、経済の悪化など企業にとっても社会にとっても望むべき姿ではないと考える。ワーキングプアの解消には賃金の大幅な引上げが必須であり、自治労連が行った全国一斉生計費試算調査のあるべき賃金水準である時間額1,900円以上とすることを求める。同時に、全ての企業が賃上げを行えるような支援策を国や県が施すことを要請すること。また、意見陳述の場を十分に確保し、当事者自身が最低賃金改定の議論ができるように、当事者を審議員に選出することが述べられております。

裏面は同様に審議会会長に宛てたものとなります。

次に、コープかごしま労働組合から提出された異議申出の内容としては、提示された改定

額は物価高に直撃されている労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むには依然として十分とは言えないとして、①答申の時間額1,090円について不服であること。②時間額1,700円以上とすること。③中小零細企業への公的支援策の拡充、条件緩和を国へ強く要請することの異議を申し出ています。

趣旨として、①として、非正規労働者を中心に多くの労働者の賃金が最低賃金近傍に固定され、物価高で家計を圧迫され、8時間働いても普通に暮らせない深刻な状況が続いている。鹿児島県労連の最低生計調査の結果から生活の維持には時給1,700円以上が必要であることは明白で、人手不足の解消と地域経済の好循環を実現するためにも引上げが必要である。②中小零細企業への配慮は不可欠であり、直接的な財政支援、税・社会保障費負担の低減、大企業との適正取引の推進など、利用しやすい制度への見直しと運用を国や県に強く提言、要請いただきたいこと。③鹿児島県では若者や優秀な人材を引きつけるためにも賃金水準の底上げが急務で、依然として残る地域差は人口流出や若年層の生活負担につながっている。全国一律最低賃金制度の実現を目指し、格差の完全解消を求めると述べられています。

次に、自治労連むぎのめ労働組合から提出された異議申出の内容としまして、麦の芽福祉会は、社会福祉法人麦の芽福祉会の職員でつくる労働組合で、法人は地域で暮らす障害者を支える福祉サービスを提供する法人とのことです。障害福祉の仕事は大きな責任と高度な専門性を必要としているが、賃金は他産業の平均より約10万円低いといわれ、人材流出や人手不足の大きな要因となっている。障害福祉に携わる職員が憲法25条の健康で文化的な生活を保障されるために、最低賃金制度と報酬制度の改善を求めるとし、①として、自治労連の全国一斉生計費試算調査の20代・単身世帯に関する分析結果で、時給約1,900円となることを発表している。これに基づき時間額1,900円以上とすること。②全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めること。③障害福祉・介護に携わる労働者の賃金水準が全産業平均より大幅に低く、特定最低賃金を創設したいこと。④障害福祉報酬・介護報酬を抜本的に引き上げ、国庫負担を増やすことを国に要請すること。⑤県及び自治体に対し、障害福祉・介護に携わる労働者の賃上げのための支援拡充を要請することが述べられております。

裏面は同様に審議会会長に宛てたものとなります。

それぞれの異議申出書の詳細につきましては、資料にて確認をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいま説明ございました。お手元の資料につきまして、事前にメールにて送付されております。また、今、事務局のほうでも読み上げていただきましたが、意見を述べていただく前に若干5分弱程度、改めてお目通し、内容等を再度御確認いただいた後、審議をまた再開したいと思います。しばらく5分程度、若干もう一度お目通しいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(黙 読)

○ 川口会長

それでは、異議申出に関わる審議を再開いたしたいと思います。

ここで専門部会における審議状況について、8月26日の第3回本審の際に県最賃専門部長よりの報告をいただいているところでありますが、異議の申出がなされましたので、ここで改めてこれまでの本審及び専門部会の調査審議の状況について、事務局から説明をお願いします。

○ 二石室長補佐

それでは、本審、専門部会での調査審議状況について説明をさせていただきます。

8月26日開催の第3回本審で配付いたしました専門部会審議経過の部会長報告を御覧いただきたいと思います。まず、第1回本審を7月10日に開催し、本年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただきました。その後、7月27日に第1回県最低賃金専門部会を開催し、8月26日までに計6回にわたって改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張については、審議経過を御覧いただきたいと思います。

このような経過を踏まえて、全会一致に向けて、慎重かつ熱心な審議を重ねていただきましたけれども、双方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示していただいた上で、現行最低賃金1,026円を64円引き上げて、1,090円、効力発生日、令和8年10月25日とする案が示され、採決いただいた結果、賛成5名、反対3名となり、賛成多数により公益委員案が専門部会の意見として取りまとめられ、同日開催の第3回本審に報告されました。

第3回本審では、改めて専門部会報告書のとおりで採決してよろしいか審議いただいたと

ころ、異議ありとのことでしたので、採決いただいた結果、賛成8名、反対5名で専門部会報告書のとおりの結論に達したところです。

以上のように、本年度も長時間かつ慎重な審議を経て、本年度の答申をいただいたという経過でございます。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から本年度の本審、専門部会での審議経過等を説明いただきました。

これらも踏まえて、今、皆様のお手元にある異議申出の内容に対する御意見等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

労側、いかがですか。

○ 白石委員

労側、白石でございます。

今年度の審議につきましても、例年5回というようなところから1回増やしまして、審議をさせていただいております。当初のとおり公労使三者原則のもとで、真摯に議論したものだと考えておりますし、この決定を尊重すべきだと思っております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

使側はいかがですか。

○ 濱上委員

使側、濱上でございます。

この異議申出書に述べられていることについても十分議論はしたと思っております。

結論は使用者側の意向に沿ったものではありませんでしたけれども、今もありましたように長時間にわたって真摯に議論いたしまして、きちんとした手続を経て出された答申なので、尊重すべきであると考えます。

よって、再度審議をする必要はないと思います。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ほかにはございませんか。

公益のほうからは何かよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

ただいま労側、使側からも意見を出されました。公益も含めまして、既に十分調査審議済みであり、8月26日付の答申した原意見のとおりで決定することが適当であるということになろうかと考えているところであります。

そういった内容でお諮りしたいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件、鹿児島県労働組合総連合ほか6団体の異議申出については、当審議会の結論としては、既に十分調査審議済みであり、8月26日付で答申した原意見のとおり決定することが適当であるとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

ありがとうございます。

異議なしということですので、それでは、当審議会の結論は8月26日付答申のとおり決定することが適当であるということにいたします。

それでは、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

事務局の準備ができるまでの間、休会いたします。

(休 会)

○ 川口会長

それでは、再開いたします。

異議申出に関して諮問があったことに対する答申文を読み上げますので、局長は前の方にお進みください。

令和8年9月11日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一。

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、答申。

本日、貴職から令和8年8月26日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に関わる当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合、かごしま公務公共一般労働組合、コープかごしま労働組合及び自治労連むぎのめ労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

令和8年8月26日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

○ 永野局長

ただいま答申をいただきましたので、一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはお忙しいところ審議会に御出席いただき、御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問をさせていただきました。御審議の結果、8月26日付け答申どおり決定することが適当であるという答申をいただいたところでございます。

この答申をいただきましたので、私共といたしましては、官報公示といった手続を進めるなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知とその履行確保のための行政指導に努めてまいりたいと考えております。

加えて、新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業・小規模事業者に対する各種の支

援施策についても、鹿児島労働局をあげて、その周知説明等に取り組んでいきたいと考えております。

改めまして、御審議いただきまして誠にありがとうございました。

○ 川口会長

今後のスケジュールについて事務局から何かございますか。

○ 松下室長

ただいま答申をいただきましたので、今後の事務的なスケジュールを申し上げます。

地域別最低賃金の発効につきましては、最低賃金法第14条第2項により地域別最低賃金の改正の決定は、公示の日から起算して30日を経過した日からその効力を生ずるとなっております。

現在の予定では、官報への公示を9月25日に予定しておりますので、10月25日に発効される予定となります。

官報公示されれば、発効日も確定しますので、その後は鹿児島県民の皆様に鹿児島県最低賃金を知っていただく必要がありますので、労働局として広く周知を行っていくこととしております。

また、中小企業・小規模事業者に対する支援策についても併せて周知に努めてまいりますので、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題としまして、鹿児島県最低賃金専門部会の廃止についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○ 松下室長

御説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会は7月10日の県最賃改正の諮問を受けて設けられ、計6回にわ

たり開催。8月26日の第3回本審で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。

その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、8月26日の答申どおりという結論をいただいたため、県最賃専門部会としての役割が本日をもって終了したものと思われまます。

最低賃金審議会令第6条第7項では、最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかという提案でございます。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいま事務局より令和8年度鹿児島県最低賃金専門部会はその任務を終えたとのことから廃止の提案がございましたが、廃止するということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

ありがとうございます。異議なしということですので、令和8年度鹿児島県最低賃金専門部会は本日をもって廃止することといたします。

続きまして、3番目の議題の令和7年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についてを議題といたします。

これにつきましては、8月28日に開催された運営小委員会で審議されております。

それでは、松枝委員長から御報告をお願いいたします。

○ 松枝委員長

運営小委員会委員長の松枝でございます。

産業別最低賃金の改正の申出は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び自動車（新車）小売業の2件について提出され、7月31日に開催され

た第2回本審の際に鹿児島労働局長より改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。

これを受けまして、8月28日に運営小委員会を開催し、申出があった2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々の意見も踏まえて審議いたしました。

その結果、電気関係、自動車関係のいずれをもちましても、全会一致に至らず、必要性ありとの結論には達し得ませんでした。

報告書の内容は、お手元の資料番号3の①、3の②の報告書の写しのとおりとなっておりますので、御覧ください。

それでは、報告書を読み上げます。資料3の1でございます。

令和8年9月11日。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当小委員会は、令和8年7月31日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

公益代表委員、松枝千鶴、松本俊哉、吉崎敦憲。

労働者代表委員、上蘭哲也、白石裕治、眞下浩一。

使用者代表委員、岩田英明、千代森修一、濱上剛一郎。

続いて、資料3の②を御覧ください。

令和8年9月11日。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当小委員会は、令和8年7月31日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりある。

下記につきましては、先ほどと同じですので、省略いたします。

それでは、私のほうから会長へ報告書をお渡しいたします。

なお、運営小委員会の結論の報告と併せまして、運営小委員会の審議における労使各側の主な主張も同時に報告することとなっておりますが、労使の主な主張につきましては、資料3の①及び②の各報告書に添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいま松枝委員長から御報告がございました。今の御報告を踏まえて、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について御審議いたします。

ただいまの報告について、何か御意見、御質問等はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、皆様にお諮りいたしたいと思います。

7月31日の第2回本審において、鹿児島労働局長から諮問を受けた電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び自動車（新車）小売業最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、いずれも必要性ありとの結論に達し得なかったとして、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

ありがとうございます。

それでは、当審議会は運営小委員会における結論どおりに決定しましたので、これより鹿児島労働局長に答申したいと思いますので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

準備ができるまでしばらく休会いたします。

(休 会)

○ 川口会長

それでは、答申文をお渡ししますので、局長は前のほうへお進みください。

それでは、2件続けて答申いたします。

令和8年9月11日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和8年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に関わる最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

令和8年9月11日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和8年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に関わる最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

○ 川口会長

以上で、3番目の議題、令和8年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての

審議を終了いたします。

続きまして、最後の議題として、その他となりますが、何か委員の皆様方からは何かございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

ほかにございませんか。なければ今後の予定等について事務局から説明をお願いいたします。

○ 二石室長補佐

当県では平成17年度までは12月と3月にそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成18年度からはこれらの本審を省略しております。本日の本審が定期的なものとしては最後となります。

省略する理由につきましては、12月に本審を開催する場合の主な議題が、産業別最低賃金に係る専門部会の報告などが考えられるところなのですが、本年度は産業別最低賃金の改正決定の調査審議は行われず、専門部会も設置されておられませんので、12月の本審開催は不要であると考えております。

さらに、3月に本審を開催する場合の主な議題が、次年度の審議会運営についての概要説明、産業別最低賃金の改正等についての意向の確認及び意向表明の報告などが考えられますが、概要説明については、事務局にて資料を作成の上、各委員に文書にてお知らせする方法により代替措置を講ずることが可能であること。意向確認と意向表明の報告も事務局が文書をもって3月初めに労使各委員に確認し、結果は3月下旬に文書にて全委員に送付するという代替措置を取りまして、3月の本審を省略できると考えられているところでございます。

以上の経過等があり、本年度においても12月及び3月の本審を省略することとしてよろしいか、御審議をお願いいたします。

なお、省略することとした場合も、別途、審議する議題がある場合には、事務局から速やかに会長へお伝えし、御判断を仰ぐということになっております。

よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいまの提案につきまして、以前は12月と3月に定例的な本審を過去は開催していたこともあった。ただし、平成18年以降は省略しており、今年度も省略してはいかがということになります。

この取扱いについて、何か御意見等ございますか。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

それでは、次年度の審議会運営についての概要説明や産業別最賃についての意向表明など、事務局のいろいろな報告等については、3月に文書で行うとする取扱いで、12月と3月の本審は省略しても特に問題はないと考えることといたします。この取扱いでいきたいと思えます。

以上のような考えで、取扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口会長

異議なしということで、この取扱いでいきます。

それでは、本年度も事務局の提案の手続を取っていただくということで、12月と3月は省略ということになります。

なお、これにかかわらず審議する議題が生じた場合には、事務局経由で開催の調整を図りたいと思います。

その他、委員の皆様方から御意見等、最後に何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○ 川口会長

無いようですので、よろしいかと思えます。

それでは、ほかに御意見等が無ければ、最後に、本日の会議の議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側が濱上委員にお願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての議事は終了しましたので本日の審議会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。